

# 一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターの情報公開に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定に基づき、一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター（以下「振興センター」という。）が管理する文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県民の振興センターに対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「文書」とは、振興センターの職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、振興センターの職員が組織的に用いるものとして、振興センターが保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に入手できるもの
- (2) 振興センターが一般の利用に供することを目的として保有しているもの

(解釈及び運用の基本)

**第3条** 振興センターは、条例の趣旨にのっとり、文書の公開を求める意思が十分に尊重されるようこの要綱を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

**第4条** この要綱の定めるところにより文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この要綱の目的に即して適正に使用しなければならない。

(文書の公開の請求をすることができるもの)

**第5条** 次に掲げるものは、振興センターに対して、文書の公開を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(文書の公開義務)

**第6条** 振興センターは、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 振興センターの職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に

規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員又は公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該職員又は公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうちそのおそれがあるものとして岐阜県公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び振興センターを除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると振興センターが認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 振興センターの機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 振興センターの機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、振興センター又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、振興センター、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ

(7) 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に振興センターに提供された情報であつて、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

## 第7条 削除

(文書の部分公開)

**第8条** 振興センターは、公開請求に係る文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、文書の部分公開（文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部分を除いて、文書の公開をすることをいう。以下同じ。）をしなければならない。

2 公開請求に係る文書に第6条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

**第9条** 振興センターは、公開請求に係る文書に非公開情報（第6条第2号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、公開請求をしたものに対し、当該文書を公開することができる。

(文書の存否に関する情報)

**第10条** 公開請求に対し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、振興センターは、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

(文書の公開請求の方法)

**第11条** 公開請求をしようとするものは、文書公開請求書（別記第1号様式）に必要事項を記載の上、振興センターに提出しなければならない。

2 振興センターは、前項の文書公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、振興センターは、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(文書の公開請求に対する決定等)

**第12条** 振興センターは、前条第1項に規定する文書公開請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日から起算して15日以内に、請求に係る文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 振興センターは、公開決定等をしたときは、速やかに、文書公開請求決定通知書（別記第2号

様式)により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、請求書の提出があった日に、請求に係る文書の全部を公開をする旨の決定をし、当該文書を公開するときは、この限りでない。

3 振興センターは、文書を公開しない旨の決定（第8条の規定により文書の一部を公開しない旨の決定、第10条の規定により公開請求を拒む旨の決定及び公開請求に係る文書を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の文書公開請求決定通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該通知書にその期日を併せて記載しなければならない。

4 振興センターは、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、振興センターは、速やかに、決定期間延長通知書（別記第3号様式）により延長後の期間及び延長の理由を請求者に通知しなければならない。

5 振興センターは、公開請求に係る文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、振興センターは、第1項に規定する期間内に、決定期間特例延長通知書（別記第4号様式）により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書について公開決定等を行う期限

(第三者からの意見の聴取等)

**第13条** 振興センターは、振興センター及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている文書について公開決定等を行う場合には、第6条の規定により、当該情報が記録されている部分を公開しなければならないことが明らかとなるとき、及び当該部分を公開しないことができることが明らかとなるときを除き、あらかじめ当該第三者の意見を聴かなければならない。ただし、第三者の所在が不明なときその他意見を聴くことが困難なときは、この限りでない。

2 振興センターは、前項の規定により意見を聴かれた第三者が当該文書の公開に反対の意思を表示した場合において、当該文書の公開又は部分公開をする旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、第8条の規定により当該第三者に関する情報が記録されている部分を公開しないこととするときを除き、当該文書を公開する日の15日前までに、公開決定をした旨（当該第三者に関する部分に限る。）及びその理由並びに公開を実施する日を当該反対の意思を表示した第三者に通知しなければならない。

(公開の実施)

**第14条** 文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して振興センターが定める方法により、振興センターが指定する日時及び場所において行う。

2 振興センターは、文書の公開を行うことにより当該文書が汚損され、又は破損されるおそれがある

あるとき、第8条の規定により文書の部分公開をするときその他相当の理由があるときは、当該文書の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(法令等との調整)

**第15条** 振興センターは、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による法令等の定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

**第16条** 文書の公開の請求をして、当該文書（第14条第2項に規定する文書の写しを含む。）の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用として、別表第2に定める額を負担しなければならない。

(異議の申出があつた場合の手續)

**第17条** 公開決定等に異議があるものは、当該決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申出書（別記第5号様式）により振興センターに対して異議申出をすることができる。

2 振興センターは、前項の異議申出があつた場合は、遅滞なく、出資法人等文書公開審査会の意見を求めるものとする。

3 振興センターは、前項の出資法人等文書公開審査会の意見を受けたときは、これを尊重して、速やかに、異議申出に対する決定を行い、異議申出回答書（別記第6号様式）により通知しなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

**第18条** 振興センターは、この要綱に定める文書の公開のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、振興センターに関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

**第19条** 振興センターは、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 振興センターは、一般に周知することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、その閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

(情報収集活動の充実)

**第20条** 振興センターは、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実を努めるものとする。

(文書の管理体制の整備等)

**第21条** 振興センターは、文書の迅速かつ的確な検索を行うことができるよう文書の管理体制の整備に努めるものとする。

2 振興センターは、文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

**第22条** 振興センターは、毎年1回、文書の公開について実施状況を公表しなければならない。

(委任)

**第23条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、振興センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号ロ中警察職員に係る部分の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に振興センターが作成し、又は取得した文書について適用する。

附 則 (平成15年3月26日改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日改正)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 (第16条関係)

文書の種類	公開の実施の方法	費用の額
文書、図画及び写真	写しの交付 (単色刷り)	片面1枚につき10円
フィルム及び電磁的記録	振興センターが別に定める方法	供与に要する実費

備考

- 1 郵送により写しの交付等を行う場合は、郵送に要する費用についても請求者の負担とする。
- 2 文書の写しは、乾式複写機により、日本工業規格A列3判までの規格の用紙を用いて作成するものとし、A列3判を超える大きさの文書の写しの場合は、A列3判の用紙を用いた場合の枚数に換算して算出する。